

新耐震基準の分譲マンションの耐震性確認支援

事業名	建築物耐震改修等促進		
ここがポイント	◆区民が安心して永く港区に住み続けることができるよう、新耐震基準の分譲マンションを対象に、構造計算再確認調査費用を助成します。	区 分	☐ 新規 ☐ 臨時（ ☐ 新規・ ☐ 継続） ☒ レベルアップ
概 要	港区では区民の約 9 割がマンション等の共同住宅に居住しています。そのうち分譲マンションは約半数が築 30 年を経過し、維持管理のほかに建替えが課題となっています。区では、昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化について、補助制度を設けて国や東京都と連携して耐震化を支援していますが、平成 28 年の熊本地震や令和 6 年の能登半島地震では、新耐震基準の建物においても一部被害がみられたことから、新耐震基準で建てられた区内の分譲マンションを対象に、耐震性を再確認する調査費用の助成を開始します。安全性の検証を通じて、マンションの耐震化を促進します。 新耐震基準の分譲マンションの耐震性確認支援の概要 ● マンション管理組合等が耐震性を再確認できるよう、構造計算調査費用を助成します。 対 象 新耐震基準で建てられた分譲マンション (建築時期 昭和 56 年 6 月 1 日～平成 12 年 5 月 31 日) 補助率・上限 10/10 450 万円 開 始 時 期 令和 7 年 4 月 昭和 25 年 昭和 53 年 昭和 56 年 平成 7 年 平成 12 年 ▽ ▽ ▽ ▽ ▽ 旧耐震基準 新耐震基準 建築基準法施行 宮城県沖地震 建築基準法改正 阪神淡路大震災 建築基準法改正 (新耐震基準の強化) 助成対象期間		
問合せ	課 長 建築課 松山 ☎ 03-3578-2280 (直通) 係 長 建築課 構造・耐震化推進係 堀端 ☎ 03-3578-2844 (直通)		